

日豪 F T A 交渉、畜産酪農危機・地域農業の確立に関する意見書

農畜産物輸出大国オーストラリアとの日豪 E P A ・ F T A により輸入農畜産物関税撤廃となれば国内農畜産業は壊滅的な状況となる。単に農畜産物の生産減少にとどまらず、約 6 割の耕作面積の減少による国土保全機能の破壊、さらには農業・食料関連産業等地方経済への影響も甚大である。

鳥取県の酪農は、全国と同様、牛乳の減産、乳価の低下、そして、海外の穀物・エネルギー事情によるえさの高騰と三重苦の環境にある。平成 19 年も、えさの高騰や生産調整がより厳しくなる見通しであり、近年夢を抱き、規模拡大した後継者にとって展望の見えない状況である。

また、和牛等肉牛農家にとっても、えさの高騰は死活問題となっており、危機的な現状である。

品目横断的経営安定対策等の新農政が今年度から実施され、鳥取県では、対象となる麦・大豆の作付も環境的に厳しく、メリットが少なく米の生産意欲の減退は必至である。集落営農の組織化も進んでいない。中山間地では、米作すら放棄され、耕作放棄地の急速な増加につながる懸念がある。地域農業は、農山村の環境を保全し、地域の人間関係・地域の文化をはぐくんできたものである。特に、集落の営農はよき共同社会であった集落の人間関係を再生しつつ、地域農業を子供たちに残し、つないでいく重要な手段であり、地域農業の確立につながる施策が必要である。

よって、下記の事項の実現について強く要請する。

記

- 1 WTO、日豪 E P A ・ F T A 交渉では、農畜産物の関税撤廃、上限関税などに反対し国内農業を守り、安全・安心・安定した食料を確保すること。
- 2 畜産・酪農家が安心して生産を継続できるよう、金融対策はもとより、飼料稲等による自給飼料の確保、地産地消の拡大による、牛乳・牛肉等の消費拡大に政府・行政挙げて取り組むこと。
- 3 新経営所得安定対策は、中山間地域など農村の実態を考慮しながら、集落営農の条件の多様化・弾力化、中小農家支援などの地域農業の確立策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取市議会議長 上 杉 栄 一

衆議院議長
参議院議長 様
内閣総理大臣
農林水産大臣